

平成27年度「東京都環境影響評価審議会」第8回総会 議事録

■日時 平成27年12月24日（木）午前10時00分～午後0時06分

■場所 都庁第二本庁舎31階 特別会議室21

■出席委員

片谷会長、町田第一部会長、平手第二部会長、池本委員、木村委員、小堀委員、坂本委員、佐々木委員、杉田委員、寺島委員、野部委員、森川委員、守田委員、義江委員

■議事内容

1 諮問

(1) 「(仮称) イオンタウン羽村建設事業」環境影響評価書案

⇒ 会長の指名により、第一部会へ付託。

(2) 「新可燃ごみ処理施設整備計画」環境影響評価書案

⇒ 会長の指名により、第二部会へ付託。

2 受理関係

⇒ 別紙受理報告一覧の事業について審議会へ報告。

受 理 報 告

区 分	対 象 事 業 名 称	受 理 年 月 日
1 環境影響評価書案	・(仮称)イオンタウン羽村建設事業	平成27年11月13日
	・新可燃ごみ処理施設整備事業	平成27年11月19日
2 環境影響評価書	・(仮称)晴海五丁目西地区開発計画	平成27年12月1日
	・(仮称)虎ノ門一丁目地区市街地再開発事業	平成27年12月3日
3 事後調査報告書	・株式会社大博建設採石場拡張事業(工事の施行中その3)	平成27年12月9日
	・飯田橋駅西口地区市街地再開発ビル建設事業(工事の施行中その3)	平成27年12月9日
	・首都高速板橋足立線建設事業(工事の施行中その10)	平成27年12月11日
	・紀尾井町南地区開発事業(工事の施行中その2)	平成27年12月11日
	・調布都市計画道路3・2・6号調布保谷線 三鷹都市計画道路3・2・6号調布保谷線 (調布市富士見町～三鷹市野崎間)建設事業 (工事の施行中その6)	平成27年11月30日
	・一般国道16号(昭島市拝島町～福生市熊川間)拡幅事業(工事の施行中その6)	平成27年12月14日
4 変 更 届	・渋谷駅街区開発事業	平成27年11月30日
	・町田市資源循環型施設整備事業	平成27年12月9日
	・六本木三丁目東地区再開発事業	平成27年12月10日

区 分	対 象 事 業 名 称	受 理 年 月 日
5 着 工 届 (事後調査計画書)	<ul style="list-style-type: none"> ・府中都市計画道路3・2・2の2号東京八王子線 及び国立都市計画道路3・3・2号東京八王子線 (府中市西原町二丁目～国立市谷保間) 建設事業 	平成 27 年 11 月 18 日
	<ul style="list-style-type: none"> ・春日・後樂園駅前地区市街地再開発事業 	平成 27 年 11 月 24 日
6 完 了 届	<ul style="list-style-type: none"> ・(仮称) 立川立飛商業施設計画 	平成 27 年 11 月 25 日

平成27年度「東京都環境影響評価審議会」第8回総会

速 記 録

平成27年12月24日（木）

都庁第二本庁舎31階 特別会議室21

(午前10時00分開会)

○宇山アセスメント担当課長 それでは、定刻となりましたので、始めさせていただきますと思います。

本日は、お忙しい中、御出席をいただきどうもありがとうございます。

事務局から御報告申し上げます。

現在、委員21名のうち、14名の御出席をいただいております、定足数を満たしてございます。

それでは、平成27年度第8回の総会の開催を、会長、どうぞよろしく願いいたします。

本日は傍聴の申し出がございました。

○片谷審議会会長 皆様、おはようございます。年末の御多忙の中、御出席いただきましてありがとうございます。

会議を始めます前に、本日、傍聴を希望する方がお見えになっているということでございますので、「東京都環境影響評価審議会の運営に関する要綱」第6条第3項の規定によりまして、会場の都合から、傍聴人の数を30名程度とさせていただきます。

では、傍聴の皆様を御案内してください。

(傍聴者入室)

○片谷審議会会長 傍聴の皆様方、朝早くからお疲れさまでございます。審議に御協力のほどをよろしくお願いいたします。傍聴の皆様方におかれましては、傍聴を希望される案件の審議が終了した時点で、途中で退室されても結構でございますので、適宜御判断くださいますようお願いいたします。

では、ただいまから平成27年度「東京都環境影響評価審議会」第8回総会を開催いたします。

本日の会議は、次第に書かれておりますように、諮問が2件と受理報告を受けるという内容になっております。

では、早速、諮問に入りたいと思います。

諮問案件につきまして、事務局から提案と説明をお願いいたします。

○宇山アセスメント担当課長 それでは、御説明させていただきます。

お手元の資料1の1ページをご覧ください。あわせて、次の2ページ目の資料2も諮問文でございます。続けて朗読させていただきます。

資料1。

27環総政第777号

東京都環境影響評価審議会

東京都環境影響評価条例（昭和55年東京都条例第96号）第50条の規定に基づき、下記事項について諮問する。

平成27年12月24日

東京都知事 舩添 要一

記

諮問第454号 「（仮称）イオンタウン羽村建設事業」環境影響評価書案

続きまして、2ページ目、資料2。

27環総政第778号

東京都環境影響評価審議会

東京都環境影響評価条例（昭和55年東京都条例第96号）第50条の規定に基づき、下記事項について諮問する。

平成27年12月24日

東京都知事 舩添 要一

記

諮問第455号 「新可燃ごみ処理施設整備事業」環境影響評価書案

以上でございます。

○片谷審議会会長 では、ただいま諮問を受けました2件の案件でございますけれども、1件目の資料1でございますが、「(仮称)イオンタウン羽村建設事業」環境影響評価書案につきましては、第一部会に付託をさせていただくことにいたします。

2件目の「新可燃ごみ処理施設整備事業」環境影響評価書案につきましては、第二部会に付託をさせていただきます。

両部会の皆様方、御審議のほど、よろしくお願いたします。

では、審問案件の概要につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○佐藤アセスメント担当課長 お手元にありますクリーム色の冊子が「(仮称)イオンタウン羽村建設事業」の環境影響評価書案でございます。

評価書案の1ページをご覧ください。

事業者の名称ですがイオンタウン株式会社。対象事業の名称が(仮称)イオンタウン羽村建設事業、対象の種類ですけれども自動車駐車場の設置でございます。

表3-1をご覧ください。

所在地ですが、羽村市神明台二丁目1-1がA敷地。それと二丁目がB敷地となっております。計画建築物の概要ですけれども、地上4階、地下1階。4階が駐車場、3階までが店舗でございます。計画敷地面積は約5万8,000㎡、建築面積ですが約3万3,000㎡、店舗面積ですが約4万5,000㎡でございます。駐車場ですが、約2,600台を予定してございます。工事予定期間ですが、平成28年11月から平成29年の11月で、13ヶ月間を予定してございます。供用予定年月ですけれども、平成29年11月を予定してございます。こちらの店舗の営業時間ですが、朝7時から夜の11時までを予定してございます。

18ページの図6-2-1をご覧ください。計画地位置図でございます。

計画地は、北側に都道163号羽村瑞穂線が東西に走っております。東側に都道249号福生羽村線が南北に走ってございます。また、JR青梅線の羽村駅から約500mの距離にありまして、交通の利便性が高い地域でございます。計画地の南西側に水木公園が隣接してございます。その他の地区は、集合住宅、戸建て住宅に囲まれている地域でございます。

20ページ、図6-2-3がイメージパース図でございます。下で小さいですが、イオンの典型的なスーパーでございます。

21ページ、図6-2-4をご覧ください。

計画地の建物の配置図ですが、A敷地が店舗棟と平面駐車場、B敷地が立体駐車場ござい

ます。こちらの店舗と立体駐車場は、空間スルーで結ばれる予定でございます。

評価書の389ページをご覧ください。

調査計画書に対する都民意見ですが、表10-3-2(1)「1.環境保全の見地からの意見について」をご覧くださいなのですが、計画建物配置図において、当マンションに隣接して「機械設備」施設が記載されております。仮に、電気・空調等の施設がマンションに近接・設置された場合、騒音、振動、悪臭等に悩まされることが予想されます。そこで、機械設備を当マンションから離れた場所に設置していただけるよう、施工主に指導願いたいと思いませんという意見がついてございます。

先ほどの21ページをご覧ください。

計画地の右下の部分が一部欠けておりますが、こちらがマンションでございます。当初予定では、このマンションの左側、今、受水槽等があるところに設備機械があったのですが、店舗の左下のほうに移っております。一応、都民意見を考慮しまして、事業者のほうで設備機械の場所を変えております。

続きまして、25ページをご覧ください。

計画建物の断面図になりますが、A敷地とB敷地の間のところですが、歩行者通路と車路が上空でつながってございます。

26ページ、「駐車場計画」をご覧ください。

駐車場の内訳ですけれども、平面駐車場に約400台、店舗棟の地下駐車場に約400台、店舗棟の4階及び屋上に計1,110台、立体駐車場に約700台ということで、合計約2,600台の駐車場を予定してございます。

「交通動線計画」ですけれども、商業施設への来店・退店車両及び荷さばき車両の走行経路ですが、27ページにあります図6-2-7で示すとおりでございます。主な経路としましては、計画北側の都道163号、それと計画東側の都道249号を予定してございます。

A敷地の西側になるのですが、一応、ここの道路につきましては、当初、調査計画書では、退店誘導道路になっていなかったのですが、警察との協議の結果、ここが新たに車両の走行経路として追加されてございます。

28ページをご覧ください。

「エネルギー計画」ですが、施設で使用するエネルギーは、電気と都市ガスになってございます。省エネルギーの観点から、熱効率の高い空調システム、それと再生可能エネルギーの導入についても積極的に検討していく、としてございます。

「緑化計画」ですが、本事業における緑化計画は、表6-2-2と図6-2-9に示すとおりでございます。敷地境界付近を中心としまして、約6,250㎡の緑地を行う計画でございます。

続きまして32ページ、「施工計画」をご覧ください。

「工事工程」ですが、表6-3-1に示すとおりでございます。

工事期間は平成28年11月から平成29年11月までの13ヶ月を予定しております。

主な工事内容ですが、表6-3-2に示すとおりでございます。準備工事としまして、現在、こちらの敷地なのですが、外周に仮囲いが既にありますので、この仮囲いを活用する形になってございます。

33ページ、「建設機械・工事用車両」についてです。

建設機械につきましては、最新の排出ガス対策型及び低騒音型を適用するとともに、工事の実施に当たっては、低騒音工法を積極的に採用する予定でございます。

工事用車両の走行経路ですが、34ページ、図6-3-1に示すとおりでございます。工事用車両は主に、都道163号から計画地のA敷地に入るルートとA敷地とB敷地の間の市道202号を通過してA敷地とB敷地に入るルートとなっております。

「供用の計画」ですが、本施設の供用開始は、平成29年11月を予定しております。

本施設の交通手段ですが、施設の供用に伴う交通手段としましては、周辺からの徒歩・自転車・自動車の利用が想定されてございます。

「営業時間」ですが、朝7時から夜11時まで、駐車場の利用可能時間は営業時間の前後1時間で朝6時から翌0時までを予定しております。

45ページ、「環境影響評価の項目」をご覧ください。

環境影響評価項目の選定の手順は図7-1に示すとおりでございます。選定しました項目は、大気汚染、騒音・振動、水循環、日影、景観、自然との触れあい活動の場、廃棄物及び温室効果ガスの8項目でございます。

47ページ、「選定した項目とその理由」をご覧ください。

大気汚染と騒音・振動についてですが、工事の施行中におきましては建設機械の稼働及び工事用車両の走行。工事の完了後におきましては、駐車場利用者の走行と来店車両及び搬入車両の走行が影響を及ぼすことが考えられるために、環境影響評価項目として選定してございます。

水循環についてですが、地下水のくみ上げ等は特にはないのですが、建設工事の実施、それとアスファルトによる影響としまして、地下水涵養能力が変化することが想定されます。

ので、環境影響評価項目として選定してございます。

48ページをご覧ください。

自然との触れ合い活動の場についてです。計画地の南西側に近接しまして水木公園がござ
います。事業に実施に伴いまして、建設工事や工事の完了後の建築物の存在による計画地周
辺の自然との触れ合い活動の場が持つ機能への影響、工事用車両、関連車両の自然との触れ
合い活動の場までの利用経路に及ぼす影響があることから、環境影響評価項目として選定し
てございます。

「選定しなかった項目及びその理由」ですけれども、49ページから51ページに示すとおり
でございます。

概要については以上です。

○片谷審議会会長 ありがとうございます。

まず、1件目の諮問事案について御説明いただきましたけれども、特にこれは第一部会に審
議をお願いする案件です。ですから、第一部会御所属の委員の皆様にはこれから詳細に審議
をしていただきますが、第一部会御所属以外の委員の方は最終審議の答申案まで機会がござ
いませぬので、もし、何か説明いただいた内容あるいは事前にご覧いただいた内容に対する
御質問等がありましたら、今、この場で御発言いただきたいと思っております。もちろん、第一部
会御所属の方も先に確認しておきたいことがありましたら、御質問いただいて結構ござい
ます。

坂本委員、どうぞ。

○坂本委員 最初に騒音の関係の御説明をいただいたのですけれども、マンションと設備機
器の位置関係が分からなかったもので、もう一度お願いできますか。

○佐藤アセスメント担当課長 はい。では、21ページの計画配置図をご覧ください。

下の欠けている部分がマンションでございます。マンションの左側の図面の中に受水槽と
書かれていると思うのですけれども、この位置に当初は設備機械の設置が予定されておりました。
マンションの方からの御意見がありましたので、現在はこちらの「設備」と書いてあ
るところに移動させてございます。

○片谷審議会会長 坂本委員、よろしいですか。

○坂本委員 はい。ありがとうございます。

○片谷審議会会長 では、ほかの御質問を承ります。

寺島委員、どうぞ。

○寺島委員 51ページの「史跡・文化財」のところなのですけれども、「計画地には法令等により指定された史跡・文化財、埋蔵文化財の包蔵地は存在しない」で、ちゃんと間違いのないと思いますけれども、どういう調べ方をされたのかです。インターネットとか公表されている遺跡地図、地元の教育委員会に確認されたのか。教育委員会に実際に電話なり行かれるなりされたのか分からないのですけれども、担当の職員の方にこういうことを計画していて、大丈夫と思いますけれども、一応御連絡しておきますと言うぐらいのことは、電話一本で済むことですから、されておいたほうが将来とも安心かなと思っております。ぜひお願いしたいと思います。

○片谷審議会会長 今回の御意見は、要するに、事業者から市の文化財担当部局に問い合わせるということですね。

○寺島委員 はい。やったほうが安心ではないでしょうかということですね。口頭で言っていたほうがいいです。

○片谷審議会会長 事務局、これはいかがでしょうか。

○佐藤アセスメント担当課長 一応、事業者のほうから市の教育担当には、連絡をとって、確認しているようです。

○寺島委員 そうですか。それなら、結構でございます。

○片谷審議会会長 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

平手部会長、お願いします。

○平手第二部会長 282ページあたりからのなのですが、景観のところなのですけれども、工期完了後の写真を現況と比較して、比較的細かく計画案が書かれているのと単純に箱だけのものがあります。これで評価することになると、箱だけの部分について、もしできれば、その時点までにどんなものがあられるのか。

箱だけというのは、291ページみたいなことです。282ページ、283ページは比較的計画案がしっかり出ているのですけれども、284ページから以降がちょっと、雑になっているという言い方は変ですが、まだ決まっていないのかどうか分かりませんが、その辺を御注意いただければとお願いいたします。

○佐藤アセスメント担当課長 はい。まず、282ページと283ページにつきましては、イオンのイメージということでマークをつけたり、この辺は比較的しっかり作り込んでいるのですが、今、平手第二部会長から御説明のあった後半部分については、よくある箱だけで豆

腐が並んでいる感じになっておりますので、この部分につきましては、審議までにある程度具体的に示せるようであれば、事業者のほうから情報を取りたいと思います。

○片谷審議会会長 これはもう来年11月着工予定の工程になっていますから、今の時点で図面が全くないということはおそらくあり得ないので、審議の期間中にもう少し具体的な色とか形が分かるような写真の提出を追加で求めることは多分可能だと思いますので、ぜひ対応をお願いします。

○佐藤アセスメント担当課長 はい。まだ、評価書案の現行段階では固まらなかったものですので、これにつきましては、来月に現地調査をしまして、2月以降の審議になりますので、それまでに可能な限り情報を取りたいと思います。

○片谷審議会会長 お願いいたします。

小堀委員、どうぞ。

○小堀委員 先ほど御説明をいただきました389ページにあります「都民の意見書」の最初のところの騒音です。先ほど、マンションからの要望で、空調設備の場所を移したということですが、それ以外の2番目にあります「その他」の周辺道路の交通渋滞低減策の実施は、ほかの場所にできているイオンでも近隣の人の関心事項で、反対運動が起こったところもかなりありますし、反対運動が起こったところでも交通渋滞が現実の問題になっています。

一番問題なのは、やはり、静かな住宅地だったところで住民以外の人が利用しなかったところにいろいろな車が入ってくるという問題です。先ほど伺いますと、ここも周りが住宅街です。それから、この意見を寄せていらっしゃる中小企業の方もこういうことが結構あるということなので、これは配慮すべき事項だと思いますが、この点について、市民の意見に対してどういう配慮をされる予定なのか教えていただきたいと思います。

○佐藤アセスメント担当課長 はい。こちらの交通渋滞につきましては、一応、事業者からの住民説明が先週の金曜日と土曜日にありました。そこで、やはり交通渋滞の話が結構出てきております。現在、警察等の関係機関と道路関係・交通渋滞についての協議を行っております。

21ページ、計画地の上のほうをご覧いただきたいのですが、まだ決定ではないのですが、予定としまして、市道3022号線は現在、結構細い道路なのですが、敷地を少しセットバックしまして、道路を広げることを検討しております。ただ、これはまだ決定事項ではありませんので、関係機関と交通渋滞に対する協議を行っている状況です。

○小堀委員 先ほども指摘がありましたように、工事の着工までと完成までに時間的余裕が

本当にないので、そこら辺をきっちりと対応いただければありがたいと思います。

○片谷審議会会長 アセス条例は規制ではありませんけれども、大店法では渋滞に関してはかなり配慮する形になっていますので、大店法の担当部局で細かくチェックがなされると思います。その情報もまた何かありましたら、次の総会の時などに紹介していただければと思います。

○町田第一部長 先ほど、坂本委員からも御質問がありましたけれども、設備に関連する事項なのですが、空調設備を移動したと理解しておりますが、受水槽には必ず給水ポンプが付随しておりますので、ポンプ系統の騒音対策もきちっとやっていただきたいということと、その脇に従業員の駐車場がございますけれども、これは平面駐車場なのでしょうか。その点を確認したいと思います。

○佐藤アセスメント担当課長 受水槽の脇のところだと思うのですが、A敷地については全て平面駐車場でございます。

○片谷審議会会長 受水槽のポンプは、おそらくむき出しということはないだろうと思うのですが、確認をしていただくようお願いします。

○佐藤アセスメント担当課長 調査計画書に都民意見がついた段階で、当然必要に応じて困うことや上も覆うということで、事業者のほうと確認してございます。

済みません。受水槽の脇は駐輪場になります。

○町田第一部長 駐輪場ですか。小さくて、分からない。

○佐藤アセスメント担当課長 済みません。私も細か過ぎて見えないのですが、駐輪場と書いてあるそうです。

○町田第一部長 はい。分かりました。失礼しました。

○片谷審議会会長 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

では、次の諮問案件の説明に進んでください。

○佐藤アセスメント担当課長 黄緑色の冊子が、「新可燃ごみ処理施設整備事業」の評価書案でございます。

評価書案の1ページをご覧ください。

事業者の名称ですが、浅川清流環境組合でございます。この浅川清流環境組合ですが、日野市・国分寺市・小金井市の3市で組織します地方自治法上の一部事務組合で、ごみ処理施設の設置及び運営に関する事業を共同で処理する組合でございます。平成27年7月1日に設立さ

れてございます。対象事業の名称及び種類ですが、名称が「新可燃ごみ処理施設整備事業」、種類ですけれども廃棄物処理施設の設置でございます。

表3-1「対象事業の内容の概要」をご覧ください。敷地面積が約2.9ha、処理能力ですけれども1日当たり約228とんで、1日当たり114とんの炉2基を設置いたします。処理方法ですが、全連続燃焼式で、ストーカー式焼却炉を仕様してございます。主な建物ですけれども、工場棟は高さ約34m、煙突が高さ85mでございます。こちらですが、調査計画書の段階では煙突の高さは59mですが、先月の変更届で変更が出て、今回は85mでございます。工事着手ですが、平成29年度を予定してございます。供用開始ですが、平成32年度を予定してございます。

13ページをご覧ください。

「事業の目的」でございます。日野市のごみを処理します日野市クリーンセンターと国分寺市のごみを処理します国分寺清掃センターのいずれも老朽化が進んでございます。また、小金井市で発生しました可燃ごみにつきましては、平成19年3月末に二枚橋衛生組合ごみ処理施設が運転を停止しておりまして、現在、多摩地域の焼却炉を運営する団体で代わりに焼却している状況でございます。そのために、3市のごみを処理します新可燃ごみ処理施設の整備が急がれている状況でございます。

14ページ、図6.2.1-1をご覧ください。こちらが対象事業の実施区域の、多摩川と浅川に挟まれた位置でございます。

15ページが航空写真でございます。

見ていただくと分かりますが、直近には住居等はございません。河原と、計画地の北西側に水処理センター、下水処理施設がございます。下水処理施設の下側に都立日野高校がございます。

17ページ、「施設計画」をご覧ください。表6.2.4-1が、既存のごみ処理施設と本施設の対応表でございますが、事業者は、既存のごみ処理施設は日野市、本施設は3市合同の浅川清流環境組合で運営いたします。建物面積は、旧処理施設が約2,900㎡に対しまして、本施設は約5,000㎡。建物の高さ棟ですが、本施設につきましては、地上6階、地下1階でございます。また、先ほども御説明しましたとおり、煙突の高さなのですけれども、既存のごみ処理施設では59mですが、新しい施設では約85mの高さでございます。

18ページをご覧ください。

これが、既存の施設の配置図になりますけれども、網かけになっております旧し尿処理施設跡地が計画地でございます。日野市クリーンセンター事務所、ストックヤード、粗大ごみ

一時集積所が、本施設の建設のために解体される予定でございます。

19ページをご覧ください。

日野市クリーンセンター、ごみ処理施設、これに付随します煙突、その下側にあります電気室、日野市クリーンセンター汚泥再生施設、計画地の下のほうになりますけれども計量棟、日野市クリーンセンター不燃ごみ処理施設、これらの施設につきましては、とりあえず解体等を行わずに残る施設でございます。

本施設とあわせまして、日野市プラスチック類再資源化施設と日野市クリーンセンターの新事務所が建設予定でございます。

20ページ、表6.2.4-2をご覧ください。「日野市の主な施設の現状及び将来の計画概要」でございます。

まず、日野市クリーンセンター不燃ごみ処理施設については、とりあえず解体はしないでそのまま残る形になり、日野市プラスチック類再資源化施設を建設予定でございます。これらの新施設ですが、建物面積は約3,000㎡、高さが地上3階建てになってございます。現状ですが、日野市クリーンセンター事務所は解体されまして、新たに日野市クリーンセンター新事務所が建設されます。こちらは高さが、現状3階建てのものが、新しい事務所は4階建てとなる予定でございます。日野市クリーンセンター汚泥再生施設につきましては、継続して使用する予定でございます。

日野市によりますプラスチック類再資源化事業は、本事業とは別事業ですけれども、同敷地内で、本事業とほぼ同時期に工事等が実施されるということで、本環境影響評価では、日野市プラスチック類再資源化施設とこれの関連施設としましてアセスの対象としてございます。

24～25ページが、各方面から見ました立面図でございます。

27ページ、「設備計画」をご覧ください。

表6.2.4-3「既存施設及び本施設の設備概要」でございますが、設備規模ですけれども、既存の施設の1日当たり220 tのごみ処理能力が、本施設におきましては1日当たり228 tということで、ほぼ同規模になってございます。

運転計画ですが、1日24時間の連続運転を予定してございます。

34ページ、「施工計画」をご覧ください。工事工程ですが、図6.3.1-1に示すとおりでございます。工事ですが、平成29年度半ばより土木工事を開始しまして、平成30年度から建築工事と機械設備工事を行う予定でございます。平成31年度半ばより試運転を開始しまして、平

成23年度から供用開始を予定してございます。

また、対象事業区域内では、建設予定地に隣接しまして、日野市プラスチック類再資源化施設とこれらの工事、日野市クリーンセンターの既存事務所の解体及び建築が実施される予定でございます。

38ページ、図6.3.1-3の(1)をご覧ください。

こちらは、平成29年度の工事用車両の主な走行ルートです。済みません。38ページには国道名が入っていないのですが、39ページのほうに一般国道20号があり、これと同じルートになります。こちらを利用して浅川沿いの市道を経由して計画地に入るルートと、38ページの地図の中に「立川市」と書いてある部分の下の日野橋から多摩川沿いの市道を通って計画地に入るルートになってございます。

39ページが、平成30年度、平成31年度の工事用車両の走行ルートになりますが、真ん中の公園整備の一環として建設中の道路が完成いたしますので、平成30年度、平成31年度につきましては、一般国道20号を通りまして、多摩川沿いの市道と浅川沿いの市道を工事用車両の走行ルートとしてございます。

40ページをご覧ください。

「工事用車両の走行台数」になりますが、本施設と日野市プラスチック類再資源化施設の工事をあわせた車両ですけれども、大型のダンプトラック等が片道227台、小型車両が104台を予定してございます。

42ページ、「供用計画」をご覧ください。

「運転計画」ですが、本施設ですけれども、年間の稼働日数が、定期点検で全炉停止日の7日間を除く358日程度、施設の稼働時間は24時間としてございます。

「ごみの搬入計画」ですが、土曜日、日曜日、年末年始を除きます月曜日から金曜日の8時半から16時30分までを予定してございます。

「ごみ収集車両等の運行計画」ですが、44ページの表6.3.2-2をご覧ください。

まず、本施設の廃棄物運搬車両についてですけれども、可燃ごみ収集車両が1日当たり約200台、焼却灰の搬出車両が1日当たり4台～6台、資源物の搬出車両が1日当たり1台～2台、一般車両になりますが、通勤等の車両が1日約30台を予定してございます。

日野市プラスチック類再資源化施設につきましては、搬入車両が1日約90台、資源物の搬出車両が1日当たり5台～10台、通勤等の車両についてですが、事務所と汚泥再生施設とをあわせまして1日平均約150台、汚泥再生施設につきましては汚泥搬入車両としましてバキューム

車が1日当たり20台を予定してございます。

46ページ、図6.3.2-1(1)をご覧ください。こちらが既存施設の関係車両の主要な走行ルートでございます。現在は、浅川沿いの市道を搬入経路として使用してございます。

47ページが本施設の関係車両の走行ルートになりますが、こちらにつきましては、新しい施設では、一般国道20号を経由しまして、多摩川沿いの市道と浅川沿いの市道の2ルートを予定してございます。

55ページ、「環境影響評価書の項目」をご覧ください。

環境影響評価書の選定手順は図7-1に示すとおりでございます。大気汚染、悪臭、騒音・振動、水質汚濁、土壌汚染等の14項目を、環境影響評価の項目として選定してございます。

本事業とほぼ同時期に、日野市プラスチック類再資源化施設等の関連工事が行われることから、日野市プラスチック類再資源化施設等につきましても、大気汚染、悪臭、騒音・振動、土壌汚染、生物生態系、日影、電波障害、景観、自然との触れ合い活動の場、廃棄物につきましてもは本事業とあわせて、環境影響評価の項目として検討してございます。

57ページ、「選定した項目及びその理由」をご覧ください。

「大気汚染」につきましては、工事の施行中は建設機械の稼働、工事用車両の走行に伴う排出ガスが影響を及ぼす恐れがあることから、予測項目として選定してございます。こちらの項目につきましては、日野市プラスチック類再資源化施設等の影響もあわせて考慮してございます。

工事の完了後におきましては、施設の稼働、関連車両の走行に伴う排出ガスが影響を及ぼすことが考えられることから、予測・評価項目としてございます。

工事の完了後におきましても、日野市プラスチック類再資源化施設との影響も合わせて検討してございます。

「悪臭」についてですが、工事の完了後におきまして、施設の稼働に伴う悪臭の漏洩、それと煙突から拡散する悪臭が影響を及ぼすことが予測されることから、予測・評価項目として選定してございます。

58ページ、「騒音・振動」ですが、こちらにつきましても、日野市プラスチック類再資源化施設等の影響につきましても、工事の施行中、工事の完了後をあわせて検討してございます。

「水質汚濁」について、工事の施行中におきまして、土地の掘削に伴い発生します地下水を工事排水としまして公共用水域へ放出する予定でございますので、公共水域に影響を及ぼすことが考えられることから、予測・評価項目として選定してございます。

「土壌汚染」について、関係法令に基づきます土壌汚染調査によりまして、汚染土壌処理基準を超過しました鉛及びその化合物が確認されてございます。そのため、工事の施行中におきましては、土壌の掘削・移動により、計画地周辺の環境に影響を及ぼすおそれがあることから、予測・評価項目としてございます。

工事の完了後におきましては、煙突から拡散する排出ガスに含まれるダイオキシン類が土壌汚染の原因となるおそれがあることから、予測・評価項目として選定してございます。

60ページをご覧ください。

「生物・生態系」についてです。工事の施行中におきましては、建設機械の稼働に伴い発生する騒音により、陸上動物の生息環境に変化が生じるおそれがある。また、地下水等の排水に伴いまして、水生生物の生息・生育環境に変化が生じるおそれがあるということで、予測・評価項目としてございます。

また、工事の完了後におきましては、施設の稼働に伴いまして夜間照明を使用するという事で、陸上動物の生息環境に変化が生じるおそれがあることから、予測・評価項目として選定してございます。

61ページ、「自然との触れ合い活動の場」についてですが、工事の施行中につきましては工事用車両の走行が、また、工事の完了後におきましては関連車両の走行が、対象事業区域周辺のウォーキングコース、多摩川の河川敷、多摩川総合グラウンドまでの利用経路に影響を及ぼすことが考えられることから、予測・評価項目としてございます。

その他の項目につきましては、59ページから62ページに示すとおりでございます。

選定しなかった項目は「地形・地質」「風環境」「史跡・文化財」の3項目ですけれども、選定しなかった理由は63ページに示すとおりでございます。

概要については以上です。

○片谷審議会会長 ありがとうございます。

では、この案件は、先ほど申し上げましたように、第二部会に付託させていただいております関係で、第二部会所属以外の委員の皆様方におかれましては答申案の審議まで発言の機会がございませんので、もし御質問等がありましたら、今日、御発言ください。第二部会御所属の皆様も今日の時点で御質問がありましたら、遠慮なく御発言ください。

小堀委員、どうぞ。

○小堀委員 本件の対象ではないのですが、同じ敷地の中に汚泥の処理と書いてありますが、これはどこから出る汚泥なのか。それと、し尿と書いてあるので、これは下水処理センター

の活性汚泥かと思いましたが、それをどこから持ってくるのか、どこから出るのか。ここにあるのが不思議な気がしたので、教えていただきたいのです。

○佐藤アセスメント担当課長 こちらの汚泥の処理施設は、し尿の処理施設になってございます。ですから、市内には一部くみ取り施設があるので、それを持ってきているものがございます。

○片谷審議会会長 もともと、このし尿予定地にし尿処理施設があったのですね。確か、その隣に汚泥処理施設があって、それはそのまま残っていて、し尿処理は今、別の場所にあるということですね。私の記憶では、そのようになっています。

○佐藤アセスメント担当課長 し尿の一部を汚泥処理施設で処理しているという状況でございます。

○小堀委員 分かりました。

○片谷審議会会長 先ほどの御説明にあった、前回変更届が出ていた件ですけれども、煙突の高さは、前は航空法の制限ぎりぎりになっていたのを、高くすることになったのですね。

○佐藤アセスメント担当課長 はい。そうです。

○片谷審議会会長 そのときに確認しなかったのですけれども、85mは航空法の許可は必要なのですけれども、その手続は済んでいるのですか。

○佐藤アセスメント担当課長 済みません。それは確認してございません。すぐにいたします。

この85mなのですが、実は、ここの敷地の中に高压電線がありまして、その関係からでもこれくらいの高さが限度のようです

○片谷審議会会長 逆に、高压線があるから、飛行機から見て障害になることはないわけですね。

では、森川委員、どうぞ。

○森川委員 既存施設と今度つくる施設で処理能力はそんなに大きく変わらないのですけれども、煙突の高さを59mから上げるとか、ごみの量もおそらく範囲が広がって増えると思っているのですけれども、そういう稼働率というか、負荷率を考えてたくさん出るといことで煙突を上げているとか、ごみの量も増えるという評価をちゃんとされているのですか。

○佐藤アセスメント担当課長 3市のごみ排出量については、それをちゃんと勘案しての処理量となっております。

こちらなのですけれども、3市のほうではリサイクルが結構進んでおり、また今回、日野市

プラスチック類再資源化施設を併設するというごみ量自体が相当減るので、3市になりましても、現在と同じ処理能力で十分だと考えてございます。

煙突に高さにつきましては、ごみ処理能力云々というよりも、やはり近隣への大気質の影響を考慮して、高さを高くしてございます。

○片谷審議会会長 守田委員、どうぞ。

○守田委員 水循環の関係で、372ページなのですけれども、施工前と施工後の流動阻害の評価の図がありまして、地下水が流れていて、それで地下部ができるのだけれども、ごく一部にしか過ぎないので影響はありませんということなのですけれども、右側のほうの赤い一番下の部分はごみピットの部分ですね。実際は、基礎杭ではかなり入りますので、基礎杭がかなり活動は速いのだけれども、それに関して一言も触れていないので、基礎杭も含めての評価という形で書いていただかないと、都合のいいように小さい部分だけをここへ入れて影響ありませんということをやっているのでは、それは御考慮いただきたいということになります。

○佐藤アセスメント担当課長 地下水と基礎杭との関係につきましては、23ページをご覧ください。

こちらに杭の深さが書いてありますけれども、地盤面を大体60mとしまして、杭が50mですから、10mぐらいのものが打ち込まれるので、地下水位のところがある間にありますけれども、こういうものがあっても全面を壁みたいに覆っているわけではございませんので、影響はないと考えてございます。

○守田委員 ただ、本数が多いと、基本的にはかなり阻害する面が増えてきますので、影響があるないに関して一言も触れていないというのが非常に不十分だと思うので、その辺を。

○片谷審議会会長 そうですね。これは第二部会で審議するときに反映して。

○守田委員 それを考慮していただきたいと思います。

○佐藤アセスメント担当課長 分かりました。

○片谷審議会会長 そうした附帯意見が守田委員から出たということで、第二部会での項目別審議の際に配慮していただくということでお願いします。

木村委員、どうぞ。

○木村委員 第二部会で話すべきことなのかもしれないのですけれども、煙突の高さが航空法との関係で高くできましたね。今の既存の施設は煙突がかなり低いので、そのときの評価のときの最大着地濃度はほかの施設と比べて、やはりある程度高かったのですか。

○佐藤アセスメント担当課長 前回の工場施設につきましては、当方のアセスがかかっておりませんのでデータがないのですが、組合のほうは当然今の状況を調査していると思いますので、それと比較するようにいたします。

○木村委員 これは絶対に必要ではないとは思いますが、参考になると思います。

○佐藤アセスメント担当課長 はい。

○片谷審議会会長 現行の施設ができたのはアセス条例ができるより前のことですから、多分、予測値はないと思うのですが、ただ周辺での測定値はかなりあるので、その中の現在の最大値がどうなっているかですね。

○佐藤アセスメント担当課長 現在も調査しておりますので、それと比較してみたいと思います。

○片谷審議会会長 それは第二部会のほうに御提供ください。

ほか、いかがでしょうか。

では、特に御発言がございませんようですので、あとは第二部会で御審議をよろしく願います。

では、諮問案件については以上とさせていただきます、次は受理に関することとさせていただきます。

事務局から報告をお願いいたします。

○宇山アセスメント担当課長 それでは、御報告させていただきます。

本日の資料の3ページをご覧ください。

受理報告の案件でございます。環境影響評価書案が今御説明差し上げた2件、環境影響評価書が2件、事後調査報告書が6件、変更届が3件、着工届が2件、完了届が1件を受理してございます。

それでは、受理報告につきまして、個別に御説明をさせていただきます。

それでは、おめくりいただきまして、4ページと5ページです。「(仮称)晴海五丁目西地区開発計画」の環境影響評価書が出てまいりましたので、審査意見書との関連について御説明させていただきたいと思っております。

項目は5項目ございまして、まず「大気汚染」ですけれども、建設機械の稼働に伴う二酸化窒素の評価において、予測結果は環境基準値と同値であることから、更なる保全の措置を検討してくださいという意見に対しまして、評価書におきましては、工事の平準化に努めること、建設機械の整備・点検を行い故障や異常の早期発見に努めること、定期的に工事現場を

パトロールして環境保全のための実施状況を確認・指導することなどを、保全措置のほうに追記をしてございます。

続きまして、「大気汚染、騒音・振動共通」ですけれども、こちらにつきましても、工事用車両の走行に伴う大気、騒音について増加分はわずかでございますけれども、走行ルートや沿道には教育施設や福祉施設等があることから、更なる保全措置を検討してくださいという意見に対しまして、評価書におきましては、教育施設や福祉施設等への影響に配慮した走行ルートを設定する、走行の集中を防ぐような施工計画を検討する、安全走行の徹底などを運転者へ指導すること等を、環境保全のための措置に追記してございます。

それから「日影」につきましても、等時間日影図によりますと、計画建築物の建設に伴い、冬至日において、計画地外なのですけれども、ちょうど計画地の中央の学校予定地のはじめのほうに6時間の日影が及ぶという結果が出ておりますので、日影の調査地点を追加して、天空写真により当該学校予定地の日影時間を把握するとともに学校設置者に情報提供を行うなど、日影の影響に配慮するよという意見がございました。

お手元のグレーの評価書の151ページに地点図がございまして、当初は北側のa、b、cにおいて天空写真をつくっていたのですけれども、中央の学校予定地も調査地点に追加してございます。その結果が170ページにございまして、現況はほとんど何もないので、日中時間はなしということになっておりますけれども、完了後については周囲を取り囲むように建物が建ってございます。

これは、多少、春分、秋分、冬至日において2時間程度増えるとなっておりますけれども、学校の活動している昼間の時間帯にはおおむねかかっていないのと、先ほど図で見ていただいたとおり、こちらの天空写真は校庭の中央で撮影しておりますので、仮にもう少し北寄りに校舎をつくれればもう少し日影時間が短くなるとかいった配慮もできると思いますので、そういったことも含めて学校設置者と今後やりとりをしていただきたいと思いますということで、保全措置におきましても、今後、しっかり情報提供してやっていきますということが記載されてございます。

それでは、また、本日の資料をおめくりいただきまして、5ページです。

「風環境」につきましても、一部、風の強さが下がり切らない部分がありましたので、それについては評価書案においても、防風植栽以外にも中高木を植栽して今後もしっかりやっていきますと書いてあるので、それを確実にやるなど、風環境の改善に努めることと、あとは事後調査において防風対策の効果を確認して、必要に応じて適切な対策を講じることとい

う意見に対しまして、評価書においては、建設後に防風植栽の維持管理が適切に行われるように引き継ぎをしっかりと行うことと、5行目以降の事後調査を実施して、その結果を踏まえて追加の対策が必要な場合には関係機関と協議して更なる防風対策を検討することを、環境保全のための措置に追記してございます。

最後、「景観」です。こちらは、建物の詳細なデザインや色彩等が決まっていないという状況でしたので、地域住民による景観への懸念も示されていたので、今後、詳細なデザインや色彩等を決定するに当たっては、地域住民等の意見を反映するよう努めることという意見に対しまして、晴海地区の景観や街並みの調和を図るために地域住民等により構成される晴海デザイン協議会との協議を実施しますということが、環境保全の措置として本編の241ページに記載されてございます。

○片谷審議会会長 1件ずつ行きましょう。

では、今、御説明いただきました、晴海五丁目西地区の案件につきまして、評価書案以降の対応状況を御説明いただきましたが、この対応状況についての御質問や御意見が何かありましたら、承ります。

日影について、今後は学校設置者に対しての情報提供という対応をされることが記載されていますけれども、その後、中央区から特に何か意見とか要請とかが出てきているという状況はないのでしょうか。

○宇山アセスメント担当課長 もう既に中央区とのやりとりを始めておりまして、その辺はしっかり調整してやっていると伺っております。

○片谷審議会会長 分かりました。ありがとうございます。

ほかは、いかがでしょうか。森川委員、どうぞ。

○森川委員 済みません。前にお聞きすればよかったのですが、結局、中央清掃工場の煙突と高層ビルが割と近くにあるというお話で、その件について審議の中で何かありましたか。

○片谷審議会会長 事務局、お願いします。

○宇山アセスメント担当課長 アセスのそもそもの趣旨として、今回の計画建築物が外に与える影響をみるというところで、そこに住む方が今ある清掃工場の煙突からどういう影響を受けるのかは、事業者が販売者としてそのマンションを売るに当たっては清掃工場の煙突の影響がどうかをしっかりと説明していかなければいけないことですが、アセスの趣旨とは外れるということで御説明差し上げたところでございます。

○森川委員 分かりました。

○片谷審議会会長 清掃工場の煙突の煙が高層棟には高さ的に、具合よくというか悪くというか、当たってしまう懸念がありますので、この事業についてのアセスの対象ではありませんけれども、やはり生活環境の保全という観点からは重要な点ですので、今後、事業者というか管理組織に引き継がれるのだと思いますけれども、今、そちらはそういう配慮が必要な状況にあることを、アセス部局からも情報伝達をしていただけるといいと思います。

ほかにいかがでしょうか。

では、特に御発言がございませんようですので、この評価書についての御説明については承ったということにさせていただきます。

では、次の案件の御説明をお願いします。

○宇山アセスメント担当課長 はい。続きまして、6ページです。

「(仮称)虎ノ門一丁目地区市街地再開発事業」の審査意見書と評価書との関連でございます。こちらは虎ノ門ヒルズの北側を大きく再開発をする事業でございます。

こちらは2項目でございまして、「大気汚染」につきましては、建設機械の稼働に伴う大気汚染の評価において、寄与率が高い上に環境基準も超えていることから、より一層の保全措置を検討することという意見に対しまして、こちらも工事工程の平準化に努めることや、必要に応じて、既存の仮囲いの上部にシート等を設置すること、また定期的にパトロールして、保全措置の実施状況を確認・指導することなどを追記してございます。

それから、「騒音・振動」につきましては、建設機械の稼働に伴う騒音・振動の予測結果は勧告基準値を下回りますけれども、最大値が出現する南西敷地境界においては福祉施設が近接してございますので、環境保全のための措置を徹底してくださいという意見に対しまして、評価書におきましては、詳細な施工計画を検討する際に、隣接する福祉施設等への影響をより低減するような建設機械の機種や配置を計画すること、工事工程の平準化に努めることなどを追記してございます。

説明は以上でございます。

○片谷審議会会長 ありがとうございます。

では、この案件についての評価書での対応状況に関して、何か御質問や御意見がありましたら承ります。いかがでしょうか。

その後、隣接する福祉施設や周辺の方々からの新たな要望とか、そういった御発言は地元からは特に出てきていないということですか。

○宇山アセスメント担当課長　ございません。

○片谷審議会会長　地元調整も順調に行っているという理解でよろしいですね。

○宇山アセスメント担当課長　はい。

○片谷審議会会長　ということでございますが、いかがでしょうか。

では、特に新たな御発言がございませんので、この案件につきましても、評価書の対応状況を了解したという扱いとさせていただきます。

では、次は、変更届、着工届、完了届を続けて御説明をお願いいたします。

○宇山アセスメント担当課長　それでは、まず、事後調査報告書から御説明させていただきます。

本日の資料の7ページです。「株式会社大博建設採石場拡張事業」で、事業の種類は土石の採取、採石場です。

本日、ホチキスどめの資料を幾つか置いてあると思います。

大博建設の場所なのですけれども、事後調査報告書の2ページに、ちょっと分かりづらいのですけれども、図がございまして、下の凡例を見ていただきますと、八王子市の西側のほうで近隣に鉄道とかは走っていないところですが、八王子市の山のあたりに採石場が幾つかあるという状況でございます。

それでは、本日の資料の7ページにお戻りいただきまして、事業所の所在地は八王子市小津町一番地外、事業区域面積は約32万㎡、採取期間は平成12年度から18年7ヶ月間、総採取岩石量は502万t、生産品目は記載のとおりでございまして、年間採取岩石量は27万tでございます。今回は、工事の施行中その3ということで、騒音・振動、水文環境、陸上植物、陸上動物の5項目の報告がされてございます。

まず、1番「騒音」ですけれども、採掘に伴い発生する発破騒音レベルは、敷地境界が48dB、最寄り民家も48dBあり、敷地境界においては予測結果を上回って、最寄り民家では同程度であったが、規制基準及び環境基準は下回っております。

予測結果を上回った理由としましては、大変申し訳ないのですけれども、予測のときに使う値を間違えていたということで、原因が分からなかったのを調べていったら、予測が誤っていたので計算し直したところ51dB程度で、発破の位置が離れたり、火薬量を減らしたりしておりましたので、評価書のほうで誤りがありました。結果としては、48dB程度になってございます。

採石に伴い発生する重機騒音レベルは、敷地境界は40dB、最寄り民家は43dBで、いずれも

予測結果及び規制基準を下回っております。

それから「振動」ですけれども、こちらは採掘に伴い発生する発破振動レベルは、敷地境界で44dB、最寄り民家では45dBであって、最寄り民家で予測結果を上回っておりますけれども、規制基準を下回っております。

上回った理由といたしましては、最寄り民家の調査地点の近郊にリサイクル施設がございまして、波形等を見ますと、リサイクル施設の波形が出ておりますので、重機作業に伴う振動が加わったものと考えられるとしてございます。

採石に伴い発生する重機振動レベルにつきましては、敷地境界25dB未満、最寄り民家25dB未満ということで、いずれも予測結果及び規制基準を下回っております。

下回った理由としましては、予測時においては採掘ですとか表土除去のときに、かなりパワーレベルが大きいブルドーザーを使う予定だったのが、ブルドーザーは使わなかったことと、重機につきましては、全てを同時稼働する状況で想定していたのですけれども、時間をずらして稼働していたことなどが考えられるとしてございます。

続きまして、3番「水文環境」の地下水の状況の程度ですけれども、採掘区域周辺における既存井戸の地下水位は、平成13年12月に低下が見られ、以降、おおよそGL-15m、当初から-3mで安定しているということですのでけれども、この井戸は事業区域とは分水嶺で区切られており、高速道路を挟んだ先に位置していることから、本事業による影響ではないと考えられる。なお、事業区域が集水域となる井戸は存在せず、評価書当時、現況調査を実施した井戸は現在使用されていないと書いておりますけれども、ここだけを見るとなぜこんなところで調査しているのかと思われると思います。今日の事後調査報告書の34ページを見ていただきますと調査地点の図がございまして、横にして見ていただくと、中央から左側にかけて計画地がございまして、今回測定した井戸は一番右側の井戸No. 3で、その間の緑が分水嶺でございまして、確かに分水嶺の向こう側なので影響がないのは当然なのですけれども、左側の井戸No. 1、No. 2が小津川に沿ってあり、こちらの既存井戸に影響を与えないということで予測をしております、この2地点で事後調査をやる予定だったのですけれども、上水道が普及されて、この井戸が取り壊されてしまい井戸が無くなってしまったので、事業者としてはその時点で一番近い井戸ということで井戸No. 3を選んだようではございますけれども、もともと予測は井戸No. 1、No. 2を対象にしていたので、事後調査をその時点でもうやらないという選択肢もあったと思いますけれども、No. 3で続けてしまったということでございまして、

それでは、本日の資料にお戻りいただきまして、8ページでございまして、

湧水の状況の変化の程度。採掘区域周辺における遊水池点の湧水量は、D地点で $0.00004\text{m}^3/\text{s}$ ～ $0.00018\text{m}^3/\text{s}$ 、G地点で $0.00002\text{m}^3/\text{s}$ ～ $0.00012\text{m}^3/\text{s}$ であったと。これらを評価書作成時の調査結果の変動範囲内であり、一定の流量を維持していたことから、採掘による湧水量の大きな変化はないものと考えられるとしてございます。

それから、4番・5番の陸上植物・動物につきましては、予測の対象時点は完了後なので、今回はあくまで正式な事後調査という形ではなくて、現況について把握することを目的として実施した調査でございます。

まず、4番「陸上植物」ですけれども、4行目以降、残留緑地及び林縁部緑地（保全区域）は、計画どおりに確保されていて、残留緑地内に生育する植物個体の生育環境や植物群落の樹林環境は、事後調査で現地踏査をした結果、保全されているとしてございます。

それから、盛土造成地や残壁犬走り等は緑化をしていく計画になっておりましたけれども、こちらも順調に進められておりました、計画初期に緑化されたところは8mぐらいまで高くなっているところもあるということで、今後、遷移の進行とともに林地性植物の生育環境の形成が進み、さらに高木林化していくものと考えられるとしてございます。

緑地占有面積につきましては、今回の調査日現在で21.67haと評価書作成時の緑地占有面積を既に上回っておりまして、また、東京都の自然保護条例に規定する緑地面積50%を上回る67%を維持しているということでございます。

続きまして、5番「陸上動物」も現況把握を目的として実施したものでございまして、4行目以降、植栽緑地におきましては、林縁～森林性の鳥類が確認され、今後はさらに植栽緑地の発達が進むとともに、森林性鳥類の利用が進むものと考えられるとしてございます。

また、草地や疎林に生息する昆虫類も確認されておりまして、疎林等の成立によって、昆虫類や小型・中型の哺乳類に対し、良好な環境が回復しているものと考えられるとしてございます。

それから、残留緑地及び周辺地域では、森林性鳥類や猛禽類が確認されるなど、良好な環境が残存しており、事業の実施に伴う影響が及んでいないものと考えられるとしてございまして、途中経過としてはおおむね良好であり、また、完了後にしっかりと全て調査をしようとするものでございます。

続きまして、9ページです。

「飯田橋駅西口地区市街地再開発ビル建設事業」で、こちらは高層建築物の新築でございます。

本日のホチキスどめの資料の事後調査報告書の2ページをご覧ください。こちらに地図がございまして、飯田橋駅の南西、神楽坂を下りてきたあたりが計画地となっております、業務・商業棟と住宅棟を主につくるといふ事業でございます。

それでは、本日の資料の9ページにお戻りいただきまして、敷地面積は約1.67ha、延床面積は約19万3,500㎡、最高高さは約150m、工事期間は平成22年度から平成26年度で、供用は平成26年度に既に開始されてございます。今回は工事の施行中の最後の報告で、工事の施行中その3でございます。

まず、1番目「地盤」地下水の水位の変化の程度、ですけれども、一部の観測井では、一時的に掘削工事期間中に地下水の低下が見られたが、その後回復し、掘削工事の完了時点以降は掘削工事前とほぼ同様の水準にまで戻って、安定的に推移しているという状況でございます。

また、そのほかの観測井では、掘削や地下躯体工事期間と連動する地下水水位の変化は見られなかったということでございます。

それから、地盤の変形の範囲及び変形の程度ですけれども、掘削工事完了から2年後の平成26年3月時点で、初期値からの地番変位量は-4mm～+3mmであり、地下躯体工事以降の地盤は安定していることから、工事の実施による周辺地盤への著しい影響はなかったものと考えられるとさせていただきます。

2番目「廃棄物」解体工事及び建設工事に伴う建設廃棄物の発生量でございます。種類は記載のとおりかなりたくさんございますけれども、解体工事は予測結果7万6,085 t に対しまして8万7,317.1 t。こちらにつきましては、想定していなかった地下の杭ですとか外構の擁壁とかの予測をそこまでしていなかったのですけれども、そういったものが増えてしまったということでございます。

それから、建設工事のほうは5,301 t が8,236 t となっております、合計は予測結果約8万1,386 t に対しまして9万5,553.1 t と若干多く発生してございます。

一方、再生利用率につきましては99%ということで、かなり再生利用、リサイクルを進めたことが分かると思います。

それから、建設汚泥につきましては、予測結果2万3,233㎡に対しまして、約1万3,611㎡となっております、再生利用率は85%でございます。

苦情につきましては、電波障害です。スカイツリーではなく、東京タワーから送信される地上デジタル放送に関して4件の相談・問い合わせがございましたけれども、1件は計画建築

物が原因ということで、受信アンテナの移設等の実施により解消しております。ほかの3件は、計画建築物による障害ではないことが確認されてございます。

続きまして、10ページです。

「首都高速板橋足立線建設事業」は、道路の新設になります。こちらでも本日の事後調査報告書、ホチキスどめのものの5ページをご覧ください。

位置図がございまして、西側が首都高速5号線の板橋ジャンクション、熊野町ジャンクションのあたりから東側の五色桜大橋ですか、江北ジャンクションのあたりまでつくる事業ということで、本線についてはもう既に開通はしていたのですけれども、なかなか難しい部分ということで、真ん中のE工区の工事が若干残っていたということでございます。

それでは、本日の資料の10ページにお戻りいただきまして、延長は約6.2km、区間は板橋区から足立区です。工事期間は昭和62年度から平成26年度で、今年27年3月に全線で供用されてございます。今回は、工事の施行中その10でございます。

項目は「水質汚濁」と「水生生物」で、水質汚濁につきましては、pH、BOD、DOは一部の調査日で環境基準を満足しておりませんでしたけれども、現地の状況によって、例えば、流量が非常に少なくて流れが停滞していたといった状況が確認されたことや、実際に環境基準を超えた日は工事を実施していなかった期間も含まれていることなどから、こちらについては工事による影響は少ないとしてございます。

SSにつきましては、一部の調査日で環境基準を満足せず、底版撤去工が影響を与えた可能性もございますけれども、こちらにつきましては、底版撤去工を数ヶ月にわたって行っておりまして、他の月でも同様な工事が行われていたものの、他の月については非常に低い値で推移してございましたので、当該工事による影響かどうかはなかなか断定し難いのですけれども、いずれにしましても、工事に当たっては水中不分離性コンクリート、ケーシング内部での掘削、締め切り工法、シルトフェンス等々、かなり手厚く河川の汚濁防止に努めたところでございまして、そういったことで本事業による河川の水質への影響は少ないと考えるところでございます。

「水生生物」につきましては、事後調査で、イトミミズ目、ハエ目等に属する種類を確認しておりまして、事前調査の結果と比較すると、事前調査で確認された種は全て確認されており、個体数につきましては種によって増減がありますけれども、相当数が確認されたことから、生息環境に与える影響は少ないものとしてございます。

苦情については「なし」でございます。

続きまして、11ページ、「紀尾井町南地区開発事業」でございます。こちらは赤坂プリンスホテルの建替えの事業でございます。

本日の事後調査報告書の2ページをご覧くださいますと、赤坂見附駅の北東側の赤坂プリンスホテルの改築の事業でございます。

それでは、また、本日の資料11ページにお戻りいただきまして、敷地面積は約3万300㎡、延べ床面積は約22万7,000㎡、最高高さは約180m、駐車場台数が約470台、工事予定期間は平成24年度から平成28年度、供用開始が平成28年度の予定でございます。

今回は工事の施行中その2ということで、記載の5項目が報告されてございます。

まず、1番「土壌汚染」ですけれども、工事の施行中における汚染土壌の掘削・処理等に伴う土壌への影響ということで、今回、工事の施行中においては汚染土壌が発見されなかったことから、拡散していないことと、あとは工事の施行前に評価書において記載がございましたけれども、工事の施行前に法令に基づいた土壌汚染調査をしておりますけれども、指定基準等を超える汚染土壌は確認されていないということで、現在のところでは特段汚染土壌は発見されていないということでございます。

それから、2番目「地盤」ですけれども、山留壁等の変形による地盤の変形につきましては、洪積台地部では-4mm～+3mm、それから地盤沈下が懸念される沖積低地部では-11mm～-7mmであったことから、山留壁等の変形による地盤の変形は生じていないのではないかと考えてございます。

それから、掘削工事に伴う地下水の揚水による地盤の変形ということで、沖積低地の地下水水位は、地下工事着手後に約1.6m程度低下したが、リチャージウェル等により水位低下が抑制され、地下水の揚水による地盤の変形は生じていないものと考えてございます。

それから、3番目「水循環」でございます。掘削工事等に伴う地下水の揚水による地下水の水位の変化の程度。各帯水層における地下水は、ディープウェルの稼働に伴い、東京砂礫層・江戸川砂質土層・江戸川砂礫層では約4m～7m、東京砂質土層では約2.2m、沖積層では約1.6m低下してございます。

いずれの対象についても、リチャージウェルですとかSMWをかなりの深さまで根入れしているといたことで水位低下が緩和されて、今後、地下工事が終わりますと、揚水停止いたしますので、それに伴って、順次従前と同様の水位まで回復するものと考えられるとございます。

2番の「地盤」と3番の「水循環」の双方とも、現在は途中経過ですので、今後もしっかり

事後調査をやって、その内容につきましては、またこちらで御報告させていただきたいと思っています。

それから、4番「史跡・文化財」。対象事業の計画地内の文化財等の現状変更の程度または周辺地域の文化財の損傷等の程度ということで、「旧李王家東京邸」が計画地内にございますけれども、今回、こちらについて関係法令等に基づき関係機関と調整の上、曳家工事を実施しました。曳家工事という事例もそんなに多くないものでございますけれども、本日の事後調査報告書の49ページの写真4-1が曳家工事前で、写真の中央やや右側に建物がございますけれども、こちらが旧李王家東京邸でございます。これを写真4-2にあるように、一旦、左のほうに持ってきて、それでもとあったところの近くの工事をして、それが終わってからまた写真4-3、4-4にあるように、そのまま戻す工事をしてございます。レールの上に棒を敷いてころころと転がしていくという、原始的というか、かなり精緻にやられておりますけれども、3次元計測したりしながら変位がないように丁寧にしっかり工事をしたということでございます。

それでは、本日の資料11ページにお戻りいただきまして、旧李王家東京邸につきましては、しっかりと建物の維持保全に努めました。

それから、計画地に隣接している国史跡江戸城外堀跡弁慶濠については、直接改変をしているものでもございませぬし、工事の影響も、写真撮影等によって特段石垣を壊すとか、そういうことはなかったと記載されてございます。

埋蔵文化財包蔵地の改変の程度ですけれども、包蔵地が「千代田区No. 23遺跡」でございまして、関係法令等に基づき関係機関と調整の上、試掘調査、発掘調査を行ってございます。

これも、本日の資料の57ページ以降に写真ですとかがございますけれども、弥生時代の竪穴建物跡、江戸時代の地下室、土杭、池跡、石垣等が確認されておまして、これらにつきまして記録・保存ですとか、千代田区の教育委員会に移管され、保管・活用を図っているということでございます。

それから、計画地に隣接している先ほどの弁慶濠も包蔵地なのですけれども、こちらについては直接改変をしていないということでございます。

12ページが「廃棄物」でございます。

まず、撤去構造物、伐採樹木ですけれども、こちらの予測は約11万4,300 t に対しまして、事後調査はほぼ同程度の約10万2,186 t、再資源化率は約98%とかなりリサイクルをしているという状況でございます。建設発生土が、予測結果約32万2,000m³に対して約31万2,632m³。

建設汚泥が約2万9,000m³に対しまして、事後調査が2万5,286m³と同程度となっております。

最後、建設工事に伴う廃棄物は6,129 tに対しまして、事後調査は1万4,641 t とやや増えておりますけれども、撤去構造物のほうで、地下の全てをやらず、建設工事のほうで地下の解体もやったので、そこが入っているということで、コンクリート塊等を足していただきますとさほど大きな変更はなくて、同程度であったと言えます。再資源化率は、約96%となっております。

苦情はございませんでした。

○佐藤アセスメント担当課長 続きまして13ページ、「調布都市計画道路3・2・6号調布保谷線三鷹都市計画道路3・2・6号調布保谷線（調布市富士見町～三鷹市野崎間）建設事業」の事後調査報告になります。

事業の種類ですけれども、道路の改築。規模ですが、延長約2.2km、起点が調布市富士見町、終点三鷹市野崎。本線ですが、4車線になってございます。供用開始ですが、平成28年度を予定してございます。今回ですが、工事の施行中その6でございます。

申し訳ございません。これは平成20年度の実施結果になってございます。平成19年度の事後調査報告を今年の1月に受理しまして、その後、事業者に一生懸命事業者に働きかけまして、何とかこの段階で平成20年度のものが出てきてございます。

今後のスケジュールですが、工事の施行中その7、平成25年度・26年度の結果、その8、平成27年度の結果につきまして遅れることがないように、今、事業者のほうにちゃんとつくってくださいとお願ひしている状況でございます。

調査結果の内容ですが、「騒音」、橋梁部につきまして、建設作業騒音レベルは、工種別の最大値71dB～80dBで、鋼矢板の打ち込みと掘削で予測を上回ってございます。

予測を上回った理由ですけれども、鋼矢板の打ち込みの作業におきましては遠方の吊り作業が発生したということで、当初はトラッククレーン25 t 吊りを予定していたのですが、クローラクレーン50 t 吊りに変わったということで、騒音が大きくなってございます。

一般部についてですが、こちらの建設作業騒音レベルは、工種別の最大値で71dB～77dBということで、舗装版取壊しと転圧で予測結果を上回ってございます。

上回った理由ですが、別作業を並行して行ったことなどを考えてございます。

転圧につきましては、予測の時点では敷ならしと転圧を別作業として予測したのですがけれども、実際はこの事業の中では転圧と敷ならしが同時に行われていたために騒音レベルが上がってございます。

「振動」、橋梁部につきましては建設作業振動レベルですが、これは予測結果と環境確保条例に基づきます勧告基準を、全ての工種で下回っております。

一般部につきましては建設作業騒音レベルですが、工種別の最大値で43dB～65dBということで、こちらにつきましても、舗装版取壊しと転圧が予測を上回っております。

予測を上回った理由は、騒音と同じでございます。

苦情についてですが、特にはございませんでした。

14ページをご覧ください。

「一般国道16号線（昭島市拝島町～福生市熊川間）拡幅事業」です。こちらですが、延長区間ですけれども、昭島市拝島町から福生市熊川にかけて約1.5km、往復6車線になってございます。工事期間ですが、平成13年度から平成28年度ということで、平成28年度の供用開始を予定しております。工事の施行中その6ということで、平成24年度、平成25年度の結果でございます。

「騒音」についてですが、建設作業騒音レベルの最大値は、盛り土の区間において掘削工①、②で70dB及び61dB、土工区間における路盤工で74dB、舗装工①、②で72dB及び79dB。掘削工の①、路盤工、舗装工②で予測を上回っております。

予測を上回った理由ですけれども、調査報告書の8ページをご覧ください。掘削①の工事現場でございますけれども、色のついている部分が拡幅工事部分になります。こちらですが、左側に国道16号が近接しています。拡幅工事の地区ですけれども、実は東側と西側で高さが違っております。西側のほうが低くなっておりまして、緑色の遮音壁のほうが高くなっていて、道路工事の関係上、地盤工を合わせる必要があるため掘削工事を行っていたのですが、予定よりも低い地盤工に合わせるということで、掘削の深さが深くなってございます。そのため、当初はバックホウを0.6m³1台の建機を予定していたのですが、バックホウ0.8m³を2台使ったということで、騒音が大きくなってございます。

なお、環境確保条例に基づきます勧告基準は、全ての工種で下回っております。

「振動」についてですけれども、建設作業振動レベルですが、最大値が、盛り土区間において掘削工①、②で43dB及び50dB。土工区間におけます路盤工で44dB、舗装工①、②で57dB及び52dBということで、こちらにつきましては、予測値及び環境確保条例の勧告基準をいずれも下回っております。

苦情については、特にはございません。

○宇山アセスメント担当課長 続きまして、変更届の御説明をさせていただきます。

15ページ、「渋谷駅街区開発事業」でございます。

本日のホチキスどめの変更届の2ページをご覧くださいますと計画地図があり、まさに渋谷駅です。山手線の渋谷駅の上を開発するという案件で、6ページにもう少し近づいた図がございますけれども、こちらに西棟、中央棟、東棟の3棟を建てるという計画でございます。

それでは、本日の資料15ページにお戻りいただきまして、敷地面積は約1万5,300㎡。建築面積は約1万5,000㎡です。延床面積は約26万8,000㎡。最高高さは、東棟で約230mとなっております。駐車場台数は約643台。工事予定期間は、平成26年度から平成39年度となっております。供用開始につきましては、東棟が先行しまして平成31年、西棟と中央棟は平成39年でございます。

今回の変更の理由ですけれども、建築基準法改正や設計の進捗に伴って、計画建築物の延べ床面積、屋上、外壁面、各隅角部の形状も大きな変更はなくて、若干の変更があったということでございます。それから、駐車場台数及び地下駐車場排気口位置等の変更を行います。

実際に施行する事業者が決まりまして、施工者決定による工事計画の詳細検討に伴って、東棟工事の工事工程、主な建設機械、ピーク日における工事用車両台数、走行ルートの変更を行うということでございます。

「主な変更内容」につきましては、延床面積が変更前が約26万1,000㎡であったのが、約26万8,000㎡、

駐車場台数が約650台から約643台、地下駐車場の排気口の高さは、東棟につきましてはもともとGL+3mの2ヶ所を予定していたのですけれども、環境に配慮することも含めまして1カ所にはなったのですが、GL+38mと上のほうから排出することになってございます。工事予定期間は、74ヶ月から64ヶ月にと短くなってございます。供用開始予定は平成32年から平成31年に前倒しとなっております。

今回、工事予定期間が短くなったことを踏まえまして、大気汚染、騒音・振動、周囲の外壁や隅角部の形状が、若干ですけれども変わったということで、風環境について見直しを行ってございます。こちらは、変更届の中に書いておりますけれども、ほとんど変わらず、若干の変更だけで、予測結果は変更前と同程度であることから、評価の結論は変わらないとしてございます。

おめくりいただきまして、16ページです。

「町田市資源循環型施設整備事業」でございます。こちらは、今はまだ調査計画書が終わったところでございまして、これから評価書案が出てくるところで、今回の変更を踏まえて

また評価書案をつくるということでございます。

事業の種類は、廃棄物処理施設の設置となっておりますけれども、建替えでございます。所在地は、町田市下小山田町、敷地面積は約7万8,000㎡、処理対象物は一般廃棄物の可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、処理能力は記載のとおりでございます。工事着手予定は平成29年7月、供用開始予定は平成33年7月でございます。

「変更理由」は、調査計画書以降、計画が進捗したこと等によりまして、計画地の形状、敷地面積、計画建築物の配置計画等を変更するものでございます。

本日の変更届の24ページ、25ページをご覧いただきたいのですが、こちらは完了後清掃車両及び灰等運搬車両の走行経路ですけれども、25ページの変更前は、東、南から来たものが、地下になっているゴルフクラブのような形をしたところを新たにつくって計画地に入るといって計画にしていたのですが、近隣の住民等の要望等を踏まえて環境に配慮したり、通学路になっているということで安全に配慮したのですが、周辺住民等々の話し合いが進む中で、現在は平面で入っている新しい施設もそこまで掘らないで平面で入っていいですということで協議が整ったので、24ページのように平面で入ることによって、25ページのゴルフクラブのような形が計画地から抜けたということでございます。

それでは、本日の資料の16ページにお戻りいただきまして、2番「主な変更内容」ですが、敷地面積は、約9万520㎡から7万8,000㎡に変更になってございます。工場棟の高さが約31mから30mへと若干低くなったことと、工事着手予定が計画等の見直し等を踏まえて、平成28年10月から平成29年7月に遅れ、工事期間も72ヶ月から78ヶ月と若干延びてございます。供用開始予定は、これらを踏まえて、平成32年4月から平成33年7月に変更になります。

「環境影響評価項目の再評価（見直し）結果」ですが、今回の変更に伴っての調査計画書において選定した項目に変更はないということで、調査計画書で選定した14項目は、今回の変更を踏まえて、評価書案において予測・評価を行うということでございます。

○佐藤アセスメント担当課長 本日の資料の17ページ、「六本木三丁目東地区市街地再開発事業」の変更届になります。こちらですが、事業の種類が高層建築物の新築、所在地ですが港区六本木三丁目1、2番地内、事業区域面積ですが約2.7ha、建築面積が約1万1,200㎡でございます。延べ床面積は約21万㎡です。建物の高さですが、厚めの白い変更届の6ページをご覧ください。配置図【変更後】になりますが、南街区と北街区に分かれておりまして、北街区の商業棟が約20m、南街区の業務棟が高さ約231mでございます。主な用途としまして

は、業務、住宅、スタジオ、商業、駐車場等でございます。工事期間ですが平成23年度から平成28年度、工期約55ヶ月、供用開始予定が平成28年度でございます。工事予定期間ですが、平成23年度から平成28年度ということで少し工期が延びてございます。

「変更の理由」ですけれども、設計の進捗に伴いまして、延べ床面積、最高高さ、建物形状等が変更してございます。

「主な変更内容」は、建築面積約1万1,100㎡が約1万1,200㎡、延床面積約20万200㎡が約21万600㎡ということで、約1万400㎡増えてございます。最高高さですが、北街区は15mが20m、南街区は約245mが約231mに変更になってございます。駐車場計画ですけれども、変更前の駐車場台数約410台が約450台に変わってございます。

こちらの変更ですけれども、延べ床面積が増えたことによりまして、駐車場台数が増になってございます。

また、排気口の箇所・位置が変わっておりまして、当初は4ヶ所で高さが10mだったのですが、3カ所で7m、10m、5mと、一部高さが低くなってございます。工事予定期間ですが、平成23年度から平成28年度ということで、工期が少し延びてございます。その関係で、供用開始予定が平成27年度から平成28年度に変わってございます。

大気汚染、日影、電波障害、風環境及び景観について予測・評価の見直しを行いましたけれども、結果については変更前と同程度であるということで、評価の結論は変わってございません。

変更届の56ページ、57ページをご覧ください。風環境について御説明いたします。

57ページが建設後（対策前）の変更前、56ページが建設後（対策前）の変更後でございます。

計画地周辺の建物の部分ですが、21、22、75がランク4からランク3に下がっております。また、右下の図の敷地内及びその近傍については211、215がランク4からランク2、また217、220、218がランク4からランク3に変わってございます。要は対策前で、随分風環境が変わっている状況でございます。

47ページをご覧ください。防風対策図、下が変更前、上が変更後でございます。

まず、今回ですけれども、建物の形状が一部変わっております。南街区の業務棟のところ、大きな箱の上に小さな箱があるのです。これがエレベーターホールになっておりまして、この位置が、まずずれております。それと、南街区の業務棟の右側と左側に三角形がデザイン的にくっついていていると思うのですが、建物の形状が変わってございます。これらの影響で、

随分風環境がよくなったということで、実は防風対策も変わっておりまして、南街区の北側と南側の防風植栽を取りやめてございます。この防風対策をとらなくても風環境が維持できるということで、対策が変わってございます。ただ、南街区の北側と南側につきまして、防風植栽の対策はとらないのですが、この部分の緑化を行う予定でございます。

ということで、風環境については随分変わっているのですが、いずれにつきましても、予測結果につきましては変更前、変更後で同程度であるということで、評価の結論は変わりがございません。

受理報告等については以上です。

○片谷審議会会長 ありがとうございます。事後調査報告と変更届を通して御説明いただきました。

ただいまから、事後調査報告と変更届に関しての御質問や御意見を承りますが、特に順番を定めませんので、どの案件の報告書あるいは届に対する御意見であるかを最初におっしゃっていただいて、御発言ください。

私から最初に。

事後調査の1件目の予測が間違っていたという話ですけれども、上回ったので原因を確認している間に見つかったということでしょうか。それは、事業者側で発見したということですか。

○宇山アセスメント担当課長 そうです。事後調査報告書を作るに当たって何度か事務局とやりとしますけれども、上回ったのだけれどもその原因を追及しなければいけないといった中で、先ほど申し上げましたけれども、発破位置は離れていて、火薬量も減らしているのに、本来は減る方向のはずなのですが、なぜか増えていたのでたどっていくと、計算時に使う数字が間違っていたのが分かったということでございます。

○片谷審議会会長 これは随分昔の答申の案件ですので、当時の関係者がもういませんから、それ以上の確認はもうできないですね。分かりました。

それから、2番目の飯田橋の案件で、廃棄物は再生利用率99%ですから、増えたことはそれでカバーできているのですが、アスベスト廃棄物など予測のときになかったものが出てきているのですけれども、これには何か事情があるのですか。要するに、壊してみたら出てきたとか使われていることが事前に把握できていなかったという意味ですか。

○宇山アセスメント担当課長 そういうことでございます。

○片谷審議会会長 やはり、そういうことが今もかなりあるということですね。

ただ、この廃棄物の取り扱いはちゃんと規則に従ってやられているということですね。分かりました。

いかがでしょうか。寺島委員、どうぞ。

○寺島委員 紀尾井町の事後調査報告書の55ページ、56ページあたりなのですけれども、今回のこの事案については、非常にきちんと調査と埋蔵文化財についてやっていただいているのですけれども、私は、実際に現場に行ったこともないですし工事の進行状況も知らないのですけれども、55ページの表と56ページの調査地点の図を見ますと、A区とB区が平成24年1月24日から3月31日まで順調に継続してやっていたのが、表の数行上の本文中に「工事の施行中にC区に遺構が発見されたため、新たに発掘調査が行われた」とあり、これは1年以上たった平成25年7月に発見されて、3ヶ月～4ヶ月ぐらい調査されているわけです。裏側の図を見ますとやはり、大半が既存の建物で壊されておりまして、本当の周辺部にちょこちょこ残っている状況です。どこに遺跡が残っているか分かりにくいと思うのですけれども、なるべく最初に教育委員会と協議して調査漏れやこういうふうな後で発見されることのないようにすると、工事がずっと楽なのかなと。

今回、多分曳き家との関係でC区の見つけ及び調査によって工事が遅延したということは余りないのかもしれませんが、これを見ていまして、こういうことが十分あり得るので、地元の教育委員会と十分協議して、最初に、予備調査といいますか、試し掘りを十分行ってまとめてやってしまったほうが発掘調査を担当する教育委員会も楽なので、この事案については十分やっていただいたと思うのですけれども、今後のこともありますので、こういう出方がすることを工事される方に十分認識していただけたらと考えております。

以上です。

○片谷審議会会長 ありがとうございます。

これは、事務局ですぐにどうこうできる話ではなくて、関係者の共通認識として今後持つておくということですね。特に、こういう都内のもともと武家屋敷とかがあったような地域ではいろいろ出てくる可能性が高いので、常に留意が必要であるということですね。

ほか、いかがでしょうか。池本委員、どうぞ。

○池本委員 複数案件にまたがる話なので、今日の総会の資料をもとにお話しさせていただこうと思うのですが、以前からお話ししていることと同じで、今後は汚泥の量の話のときには含水率とあわせて話をしていくのがいいのではないかと感じたのが一つでございます。

それともう一つが飯田橋の案件で、こちらの総会の資料の9ページに一覧表を示していただ

いていますが、解体工事につきましては、やはり解体の発注の前ですと想定できないこととかがあったりして誤差が結構あるのかなと感じるのです。アスベストの話も同様だと思うのですが、建設工事に関しましては、ある程度どのようなものをつくるのかが見えてきていれば、それほど誤差は大きくないとも思っているのですが、ガラス・陶磁器くずとか廃プラスチックの量が倍以上の開きがあって、こちらは計画が結構変わったのかなと想像するのですが、その辺とあわせて御説明いただけたら分かり易かったと感じました。ありがとうございます。

○片谷審議会会長 事務局、いかがでしょうか。

○宇山アセスメント担当課長 飯田橋の建設工事のガラス・陶磁器くず、廃プラ類ですけれども、例えばガラス・陶磁器くずだと内装材のロックウールですとかケイカル板、あと外装材のタイル。廃プラだと、最近だと建材に大分プラスチックが使われているのでそういったものとか梱包材とか、予測のときは一般の原単位を使うのでちょっと小さ目というか、一般のものなのですけれども、飯田橋の案件だといろいろなものをゴージャスというか、かなりふんだんに使ったと話を伺ってございます。それがいいかどうかはまたちょっとありますけれども、そういうグレードのものをつくったと事業者が申しております。

○片谷審議会会長 廃棄物も環境負荷ですから、いかに再生利用率が高いとはいえ、むやみに増えるのは喜ばしいことではありませんから、今後の案件でそういうデラックスな仕様にしたという意図を事業者が持っている場合には、やはり通常の原単位のままというのも少し問題があると思います。

むしろ、今回のこのデータを残しておいて、こういうデラックスな仕様のビルを建てると原単位をこのぐらい上回るというのを記録として残して、今後の案件で類似事例に引用するという使い方もあると思います。この事後調査報告書も当然このデータ自体は公開ですから、今後の案件で事業者の指導に使われるといいと思います。

ほかにいかがでしょうか。守田委員、どうぞ。

○守田委員 最初の採石場のお話で、本日の資料7ページの下のところの地下水の状況の変化の程度ということで、事務局のほうからもあったのですけれども、これを読むといろいろな問題があります。まず、アセスの検討ができないような場所に井戸があって、下がったのだけれども、これは関係ないようだからいいんだよ、みたいなことが最初の段落なのです。これも問題なのだけれども、もう一つ下のほうは、要するに、使っている井戸がないからいいんだというか、つまり地下水が下がったときに、井戸の使用に支障が出るかどうかという話

と、それと関係なく地下水が下がるという2つの問題があるのだけれども、読むと、井戸を使っていたけれども、もう井戸を使っている人がいないから下がってもいいんだよというニュアンスが伝わってくるのです。

だから、アセスの場合は、工事によって地下水が下がれば、使っている使っていないにかかわらず、やはり問題になるわけで、関係ないところに井戸を設置するという問題と地下水の低下をどう考えるかの2つの件で第一段落と第二段落は問題があると思うのです。今後、こんなことがないようにしたいと思います。

○片谷審議会会長 事務局、どうぞ

○宇山アセスメント担当課長 これにつきまして、守田委員が言われるように非常に誤解を招くものなので、下がったのは分水嶺の向こう側でも違う工事が行われていたようで、それが原因だと思うのですけれども、こういうふうに書いてしまうと、そういった誤解も招きます。実際、完了後もこれをやることになっておりますので、完了後については検討させていただいて、実際に意味がない調査で、調査が目的みたいになってしまっているの、その辺を検討させていただいて、どうするかは考えさせていただきたいと思います。申し訳ありませんでした。

○片谷審議会会長 事後調査が複数回ある場合に毎回やれとまではなかなか言いにくいですが、井戸がもう無いのだったら穴を掘って確認するぐらいのことは、本当は一度ぐらいいはしておいていただいたほうがいいだろうと思いますので、その辺は事務局で検討させていただいて、適宜事業者とやりとりをしていただくようにお願いします。

守田委員、よろしいでしょうか。

○守田委員 はい。

○片谷審議会会長 ほか、いかがでしょうか。

木村委員、どうぞ。

○木村委員 水の問題だったので、それに関連して、37ページの降水の状況のグラフがあるのですけれども。

○片谷審議会会長 今の案件ですか。

○木村委員 今の案件です。大変失礼いたしました。採石場です。

37ページに3-2の降水量の状況があるのですけれども、これを掲載した理由は沈殿調整池の容量の問題と関連していると思うのですけれども、調整池としての機能は豪雨が降ったときに下流の河川に影響を与えないということが目的だと思うのですけれども、それを年間の降

水量で計画と変わっていないというのはほとんど意味がないのです。最低でも日量、できたら時間雨量がどういう状況だったのか、設計のときと事後はどうだったかを比較すべきです。特に時間降雨量はこれから変化が激しいと言われているので、その辺のことについて注意して、場合によっては、その状況によって沈殿調整池の大きさや何かを変えたりすることも必要になってくるかもしれないので、そういう観点からもこの表示については検討してください。

○宇山アセスメント担当課長 確かに、時間雨量等載っておりませんので、既存の調査なのでこういったデータがあるのかを確認して、時間雨量を本編に入れてしまうとすごい分量になってしまうので、今後、もし載せられるのであれば資料編とか、そういうところに載せていくように。

○木村委員 多分、その上位何%単位でいいと思います。ですから、データの量としてはこの程度でいいと思うのですけれども、時間雨量の、あるいは日雨量の最大値か、その何%ぐらいがどれぐらいの水位があったという情報で十分だと思います。

○片谷審議会会長 この案件は、まだあと何年か採取期間が残っている案件ですので、その間の調査のときにそういうデータもあわせて出してもらうように、事業者に御指示をお願いします。

ほか、いかがでしょうか。

○杉田委員 杉田と申します。

今と同じ案件なのですけれども、40ページ、湧水量の湧出量なのですけれども、グラフを拝見すると明らかに減少しているのですが、そうは書いていません。これはDは採掘区域外にある地点で、Gは採掘区域内の地点で、同様に減っているから影響がないという意味なのでしょうか。そうは書いていないのですけれども。済みません。

○片谷審議会会長 事務局、お願いします。

○宇山アセスメント担当課長 この趣旨としましては、まず比べる対象として評価書の一番左の緑色の4つ、平成6年4月から平成7年2月にかけて、DもGも流量なしからかなり高いところまでございますけれども、評価書の事業を始める前は確認されないときもありました。長い棒は多分、降雨に影響されているときだと思うのですけれども、降雨のときも計っていたので、これだけの幅があったと。

平成15年前は降雨とかを考えずに調査をしていたらしくて、平成21年以降は、降雨時は基本的には外してやって少なくなったということもありますけれども、いずれにしても、流量

なしから降雨時の高いところまで変動がかなり大きいので、水量が一定程度確認されることが重要だということで記載になっているのと、あと確かに地点Dは計画地外です。地点Gは敷地境界にちょうど当たるのですけれども、多少採掘区域が涵養区域に当たるということなので、今、緑化等も進めてございますので、そういったことも踏まえて、また事後調査で報告させていただきたいと思っております。

○片谷審議会会長 杉田委員、よろしいですか。

○杉田委員 はい。

○片谷審議会会長 平手部会長。

○平手第二部会長 飯田橋の案件なのですが、先ほど御説明があったアスベストが出てきたということでしたが、詳細を見てみますと、別紙2-3に飛散性のものが107.9ということで、結構な量ですね。事前にある程度の確認や事前の建築物の年代とか用途とかに注意喚起ができなかったものだろうか。それから、PCBも出ているのですね。ですから、その辺のあたりの御意見を聞かせていただければと思います。

○宇山アセスメント担当課長 確かに、もっと推定できなかったのかと言われると、そうかもしれないが、この事業者がこの事業を始める前に調査した範囲ではPCBもアスベストもないはずだったのですけれども、実際に工事を始める前に調査したところ出てきてしまったということで伺ってはございます。

○片谷審議会会長 今後ともまだ解体工事のときには出てくる可能性があるもので、こういう解体と新築を伴う事業のときには、解体工事着手前に十分な調査をするように指導していただくという対処しかならうかと思っておりますので、その辺は事務局で意識しておいていただくようお願いいたします。

よろしいでしょうか。義江委員、どうぞ。

○義江委員 六本木の変更届と渋谷の変更届の2つを見比べていて思ったのです。風環境のところなのですが、六本木のほうは、最初に変更後と変更前の風洞実験模型の写真とか、それから平面図によってどこが変わったかを説明してあるのですが、渋谷のほうはそれがない。一方で、渋谷のほうの後ろのほうに載っております風向ごとの風速比のレーダーチャートは六本木のほうには載ってなくて、なぜランク4だったところがランク2に下がったのか理由もよく分からないような形になっておりまして、もう少し、書き方を合わせたほうがいいのではないかと思います。必要な情報は載せるような形で書き方を合わせたほうがいいと思います。

以上です。

○片谷審議会会長 では、今の御指摘の件は、今後、事務局で対応していただくようお願いいたします。

では、大体御意見も出尽くしたようでございますし、予定の時刻も若干超過しておりますので、本日の審議につきましては、以上とさせていただきたいと存じます。

特に何か御発言を忘れていたけれどもということがありましたら承りますが、よろしゅうございましょうか。

(首肯する委員あり)

○片谷審議会会長 ありがとうございます。

では、これをもちまして、本日の審議は終了させていただきます。ありがとうございました。

(傍聴者退室)

(午後0時06分閉会)